

令和6年度第2回鴨川市介護保険運営協議会

1 日時 令和7年3月19日(水) 午後3時00分から午後4時40分まで

2 場所 鴨川市総合保健福祉会館2階 コミュニティホール

3 出席者

(委員 7名)

谷地 睦子 酒井 龍一 宗政 智子 橋本 理恵 海老原 正明 金井 重人
寺尾 勝彦

(市 15名)

佐々木 久之 市長

市民福祉部 鈴木 克己 部長

健康推進課 角田 守 課長

健康推進課 島口 武久 課長補佐

健康推進課 保健予防係 石渡 一光 係長

健康推進課 保健予防係 野村 浩子 主任保健師

健康推進課 介護保険係 石井 和美 係長

健康推進課 福祉総合相談センター 平川 健司 副主査

健康推進課 福祉総合相談センター 濱崎 圭一 副主査

福祉総合相談センター・長狭 小坂 重樹 主査

福祉総合相談センター・天津小湊 石井 めぐみ

福祉課長兼福祉事務所 四宮 俊英 所長

福祉課 渡邊 賢次 課長補佐

福祉課 地域ささえあい係 久保 正治 係長

危機管理課 川名 啓史 課長

4 会議

(1) 開会

(健康推進課 島口課長補佐)

皆様、こんにちは。本日の進行を務めさせていただきます健康推進課の島口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。会議に入ります前に、あらかじめご案内いたします。本会議につきましては、鴨川市附属機関等の設置及び運営に関する指針及び鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領に基づき、原則公開となっております。傍聴を希望される方がいる場合は、所定の手続きを経た上で、傍聴していただきます。本日の傍聴希望者はおりません。

また、この会議は会議録作成のために録音させていただき、市のホームページにて公開することとさせていただきますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

続いて、資料の確認をさせていただきます。

(資料の確認)

それでは、ただ今より、令和6年度第2回鴨川市介護保険運営協議会を始めさせていただきます。本日の欠席委員は、おりません。よって、鴨川市附属機関設置条例第5条第2項の規定により、本会議は成立いたしますことをご報告させていただきます。

それでは、始めに鴨川市長佐々木久之より、ご挨拶を申し上げます。

(佐々木市長)

皆さん、こんにちは。

この度の鴨川市長選挙におきまして、市民の皆様から温かいご支援を賜り、市長として、市政に携わらせていただくこととなりました、佐々木でございます。

今週の17日に初登庁し、「夢と希望が叶うまち」鴨川を創るとの決意を新たに、魅力ある鴨川市を市民の皆様と共に築いていけるよう、精一杯尽力して参りますので、何卒、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日は、令和6年度第2回鴨川市介護保険運営協議会を開催いたしましたところ、ご多用の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

委員の皆様方におかれましては、日頃から、保健福祉の推進、並びに介護保険の円滑な事業運営にお力添えを賜っておりますこと、改めて御礼申し上げます。

特に、本年は、第9期介護保険事業計画の初年度であり、無事に介護保険事業をスタートすることが出来たことは、委員皆様の慎重審議の賜物と存じます。

令和7年度の介護保険特別会計の当初予算につきましては、第1回市議会定例会において、歳入、歳出、それぞれ49億1,148万9千円とし、このうち保険給付費は、給付費の伸びを勘案し、46億4,340万2千円とし、ご可決をいただきました。第9期計画の中間年として、適切に対応して参りたいと存じます。

本市におきましては、少子高齢化が進む中、一人暮らし高齢者や、認知症高齢者の割合が増加傾向にあり、要介護状態になっても、住み慣れた地域で、自立した生活が営めるよう、地域包括ケアシステムの構築や、地域共生社会の実現に向けた取組を進めております。

とりわけ、令和7年度は、年々利用が増加する成年後見制度におきまして、不足する後見人の新たな担い手として、弁護士や司法書士などの資格を持たない、親族以外の方による成年後見人である市民後見人を、安房4市町と鴨川市社会福祉協議会が、協力して養成することとしておりますので、ご理解ご協力を賜りたいと存じます。

さて、この後、審議案件として、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画進捗状況等について、担当から説明いたしますので、委員皆様には、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見を賜り、本市における保健福祉の推進、介護保険事業の円滑な運営が図られますよう、ご協力をお願い申し上げまして、挨拶といたします。本日は、よろしくお願いいたします。

(島口課長補佐)

ありがとうございました。これより、議事に入らせていただきたいと思います存じますが、鴨川市附属機関設置条例第5条第1項では、会長が、会議の議長になるとされておりますので、会長に議事進行をお願いしたいと存じます。それでは会長、よろしくお願いいたします。

(金井議長)

改めまして、議長の金井でございます。会議の時間でございますが、このあと1時間半程度とさせていただきます存じます。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、ここで、本会議の議事録署名人を指名させていただきます。酒井龍一委員にお願いできますでしょうか。

(酒井委員 了承)

それでは、酒井委員、お願いいたします。

では、次第に基づきまして、議事を進めさせていただきます。

(金井議長)

これより、議事に入ります。まず始めに、議件1「鴨川市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期の進捗状況について」を議題といたします。質疑応答は、事務局からの説明が終了した後をお願いいたします。

なお、ご発言される場合は、最初にご自身の所属と氏名を名乗ってくださいようお願いいたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

(健康推進課 石井介護保険係長)

健康推進課介護保険係石井です。説明は、着座にて失礼します。

それでは、議件(1)、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(第9期)の進捗状況について説明させていただきます。資料1-1をご覧ください。

始めに、介護保険事業の推移について説明させていただきます。ここでは、令和6年度の状況等を記載しておりますが、時間の都合上、要点のみ説明させていただきます。

要介護認定者の推移でございます。4月から1月までですが、2,400人の後半から秋以降は、2,500人を超えている状況で、令和6年度の計画値を上まわっております。団塊の世代が後期高齢者に到達していることから、今後も認定者数は増加されることが見込まれます。

続きまして、資料の2ページになります。②要介護要支援認定者に対する受給者割合として、令和6年4月の状況と令和7年1月の状況が掲載しております。1月の状況を確認しますと、要支援1の認定者数のうち、半数近くが何らかのサービスを利用しておりますが、要介護度が高い認定者については、ほとんどの方がサービスを利用している状況が分かります。100%を超えているものにつきましては、サービスを重複して利用している結果となりますので、ご了承ください。

3ページをご覧ください。こちらからは、サービスの種類ごとの受給者数を記載しております。3ページでは、居宅サービス、次のページ、4ページでは、地域密着型サービス、5、6ページでは、施設サービスとなっております。5ページの施設サービスについてですが、ご承知のとおり、介護療養型医療施設は、令和6年3月末日をもって、すべての事業所が廃止となりました。4月以降は、介護医療院へ転換されておりますが、事業所が月遅れにて請求する関係で、4月から6月まで利用された人数が記載されております。

続きまして、資料7ページ、④保険給付費についてでございます。こちらには、保険給付費の支払状況となっております。中段の表、黒く塗りつぶしてある一段のみの表となりますが、こちらには、令和6年度の年間の見込み額となります。合計の欄をみますと、41億2千815万円で、計画値の98.1%となっており、第9期の計画値の範囲内で推移しております。

続きまして、8ページをご覧ください。上段は、介護給付費準備基金積立金の状況となります。令和6年度末の積立金の額は、2億2千344万3,864円となります。基金の残金は、次期介護保険料の基準額を設定する上で、重要なものとなりますことから、令和7年度の積立状況をしっかり確認していきたいと考えております。

また、資料にはございませんが、昨年、第9期の介護保険事業計画を策定に当たり、パブリックコメントを2月に実施しましたが、介護保険制度について周知が不足しているのではないかとという市民の意見を頂戴しました。そこで、令和6年度、周知した実績を簡単に紹介させていただきます。

まず、市のホームページ掲載内容を見直し、新たな情報を追加したり、また、今まで掲載してあったものをリニューアルしたり、また、特に力を入れたこととして、介護サービス事

業者向けの情報が他市とくらべて、内容が十分ではなかったため、ボリュームをもたせました。しかしながら、どうしても、ホームページの構造上、見づらいもの、調べたいものが発見しづらいなど、一部は解消されていないものも存在します。これらについては、今後の課題としたいと思います。

また、市の広報誌でも、5月15日号では、介護保険料の月額基準額の増額の記事と7月1日号では、介護保険の申請から認定を受けるまでの流れについて、また、改めて福祉総合相談センターの存在をPRしました。

そして、同じく5月15日号の広報の記事において、出前講座の参加の募集記事を掲載し、健康推進課の職員が、地域に出向き、介護保険制度について解説するということを実施しました。

今後も、市民から問い合わせがございましたら、丁寧に対応するとともに、介護保険制度のご理解をいただくため、手法を工夫し、周知活動に力を入れて参ります。

以上で、簡単ではございますが、私からの説明とさせていただきます。

(健康推進課 石渡保健予防係長)

健康推進課保健予防係の石渡でございます。私からは、2点目の介護予防事業について、6年度事業の実施報告をさせていただきます。資料は引き続き1-1の9ページでございます。

始めに、大きな1番、「健康づくりの推進」でございます。生活習慣病の発症及び重症化を予防すべく、各種の検診事業を実施して参りました。また、受診される皆様の感染対策とともに、ご都合に合わせた検診日程が取れるようにと、昨年度から予約制を導入し、受入れ体制の整備を図ったところでございます。これにより、受診日によって極端な待ち時間が発生するようなことはなく、実施ができた、と理解しております。

表内の一番上、国民健康保険加入者を対象として実施しました特定健康診査等事業やそこから2つ下、後期高齢者医療制度加入者等を対象とした健康診査等事業をご覧くださいと、健診受診率は2月末での暫定値のため、前年度より低い値となっておりますが、生活習慣病の発症リスクの高い方を対象として行う特定保健指導につきましては、総合検診において、当日の計測値により対象者とみなされる方に初回面接を行う体制をとりましたことから、6年度の最終的な特定保健指導実施率は、5年度を大きく上回るものと見込んでおります。

次に、9ページの下段から10ページにかけて記載がございます健康増進事業につきましては、「からだすっきり教室」において、糖尿病性腎症の重症化予防を目的として、専門医による講演を取り入れ、広く周知を図るため、市のホームページ上においても動画配信を行ったところです。また、日々の健康づくりを促し、モチベーションを高める仕組みとして実施しております「かもがわ健康ポイント事業」につきましても、5年度は20歳以上を対象として実施してありましたところを、6年度は小学生以上とするなど、家族ぐるみ地域ぐるみで、より多くの皆様にご活用いただけるようにいたしました。

また、事業の提携についても、市内のスポーツコミッションや企業からのご協力により、より広い視野での健康づくりの取組へとつなげるなど、事業の活発化を図っております。

次に、11ページの②食育の推進でございますが、食育推進協議会（旧食生活改善推進協議会）への事業委託により、地域の高齢者サロンでの食育活動や老人クラブ会員への料理教室の開催など、食からのフレイル予防を中心とした取組を継続実施しております。さらに6年度は、総合検診会場において多くの来場者にみそ汁の塩分濃度調査を実施し、生活習慣病

重症化予防の取組強化を図りました。この減塩普及啓発につきましては、今後も引き続き、若年期からや高齢期までの幅広い世代へ取組の強化を図って参ります。

続きまして、12 ページの③予防接種の促進でございます。高齢者へのインフルエンザワクチン接種、肺炎球菌ワクチン接種の助成を引き続き行うとともに、6 年度は、新型コロナウイルスワクチンがこれまでの臨時接種から定期接種となり、当該ワクチン接種に係る助成も新たに行っております。対象者は、高齢者インフルエンザと同じとしており、また、接種期間は 10 月から 3 月までとなっております。接種者数は、暫定値ながら、2 月時点では、高齢者インフルエンザの実績の 4 分の 1 程度となっております。今後につきましては、これまでと同様、国の動向に注視しながら、接種体制を整え、接種を希望する方に対しては、適切に接種できるよう対応に努めて参ります。

続きまして、13 ページ介護保険特別会計で実施しております「介護予防の推進」でございます。令和 5 年度に引き続き、市内のスポーツコミッションに事業委託し、健康運動指導士等の派遣により、高齢者が介護予防・フレイル予防に取り組める環境づくりなどと、各地区サロンや各団体の活動の活性化に努めているところでございます。こちらの内容は、13 ページから 15 ページにわたって記載をしております。

特に、地域の高齢者サロン等で行う健康教室や健康相談、また地域の介護予防に取り組むボランティア等の活動団体の支援につきましては、市の保健師、管理栄養士が伺った上で、顔が見える関係づくりを心がけながら、事業を実施しているところでございます。

次に 15 ページ、⑤の地域リハビリテーション活動支援事業でございます。令和元年度以来休止しておりました、地域の通いの場へのリハビリ専門職の派遣について、委託事業者とともに理学療法士の派遣体制の再構築を図っているところでございます。

また、⑥高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施についてでございます。6 年度から新たに取り組んでいる事業でございます。健診・医療・介護の統計情報（国保データベースシステム）等を活用し、後期高齢者医療制度加入者のうち、健康状態を把握できていない方については、保健師が実態把握を行い、受診勧奨などの必要な資源につなげるものでございます。初年度である今年は、対象者 124 人のうち優先的に 20 人をピックアップし、そのうち実態把握ができたのは、2 月末現在 13 人となっております。

今後も、行政だけではなく、社会福祉団体や民間の健康づくりに関する団体、リハビリ専門職の方々などと連携、協力を図りながら、地域の高齢者の皆様の健康づくり、介護予防に努めて参りたいと存じます。

最後に、大きな 3 番として 16、17 ページに令和 7 年度の主要事業とその予算を記載しております。

事業の多くは、本年度に引き続き実施していくものが主な内容となっておりますが、7 年度は特に、16 ページの重点目標 2 つ目に記載がございます、保健事業と介護予防事業の一体的実施につきましては、今年度以上に、なお一層の注力を注いで参ります。

引き続き本市の課題の一つであります健康状態不明者の抽出を行い、適切な医療・介護支援へ繋げる活動を実施するとともに、地域のサロンなど通いの場において、フレイル予防の啓発活動等を重点的に実施して参ります。

以下、各事業とも計画に基づき、引き続き実施して参りますが、今後も広く皆様のご意見を伺いながら、事業のブラッシュアップに努め、実施して参りたいと存じますので、引き続きご支援とご助言をお願い申し上げます。私からは、以上でございます。

(福祉課 久保地域ささえあい係長)

続きまして、3点目として、高齢者福祉サービスについて説明をさせていただきます。福祉課地域ささえあい係の久保と申します。よろしくお願いします。資料1-1の19ページから21ページになります。

まず19ページをご覧ください。高齢者福祉の推進に係る令和6年度の主要事業実施状況について、説明します。最初に「社会参加と生きがいの促進」についてでございます。

老人クラブ活動等事業においては、令和7年2月現在、524名14団体が活動されております。単位老人クラブの活動、高齢者向けスポーツ、食生活改善健康づくり料理教室、介護予防教室、花壇づくりなどの環境美化活動などを行っております。

続きまして、シルバー人材センター事業について説明します。シルバー人材センターでは高齢者等の雇用の安定を目的として草刈りや障子貼りなどの軽作業を安価で行っております。令和7年2月時点では205人の会員登録があります。

続きまして、地域ささえあい体制づくりとしまして、地域見守り協定の推進について説明します。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように市内の17の事業者と協定を結んでおります。

続きまして、「安全で快適な生活の確保」につきまして避難行動要支援者の情報収集について説明します。昨年度から高齢者等の災害弱者のうち、自ら避難することが困難で支援を必要とする者に対して、避難行動要支援者名簿の登録の同意を得ることを行っておりましたが、今年度は避難行動要支援者名簿の登録同意者の中から個別避難計画の作成に取り組んで参りました。個別避難計画は避難行動要支援者名簿に登録された情報のほか、緊急連絡先や避難支援者、避難場所をあらかじめ避難の計画を立てておくもので令和7年2月末時点で56人の個別避難計画を作成しました。

続きまして、20ページの緊急通報体制について説明します。令和6年度は新規設置台数が26台ありました。令和7年2月時点で130台あります。

続きまして、地域自立支援事業、高齢者孤立防止事業について説明します。一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯に属する高齢者及びこれに準ずる世帯に属する高齢者を定期的に訪問し、高齢者の孤独感の解消や孤独死の防止を図るものです。鴨川市社会福祉協議会に委託しており、令和7年2月時点の対象者は334人でございます。

続きまして、高齢者保護ショートステイ事業につきまして説明します。概要としまして、家族等から虐待を受けた高齢者又は災害等により在宅生活が困難となった高齢者を特別養護老人ホーム等にて一時的に保護するものです。なお、令和6年度の実績は今のところございません。

最後になりますが、「老人福祉施設措置事業」は、経済的な理由等から養護老人ホームへの入所措置を行っています。令和7年2月時点の措置者は39人でございます。

次に、20ページ最後にあります、令和7年度の主要事業についてであります。予算については見込額となっております。とりわけ重要な事業としまして、避難行動要支援者情報の収集でございます。令和4年度までに避難行動要支援者のうち土砂災害警戒区域等に居住する対象者約900名の内、避難行動要支援者名簿の同意の可否が全て確認できていない状況であります。確認できていない者への依頼の確認や個別避難計画の作成件数を増やしていく予定であります。

以上、簡単ではございますが、高齢者福祉サービスに関する説明とさせていただきます。

(健康推進課 福祉総合相談センター 平川副主査)

鴨川市福祉総合相談センター平川と申します。私から地域包括支援センター事業について説明させていただきます。資料1－2令和6年度福祉総合相談センター事業ですが、4月から1月末までの実績報告となります。分量が多いため、本年度重点的に取り組んだ箇所のみ説明とさせていただきます。ページ番号1ページをご覧ください。相談受付実績となりますが、新規相談は前年度と同程度で推移していますが、課題解決に至らない事例も数多く、介護支援専門員に担当を依頼した後も後方支援等を継続しながら課題解決に向けて取り組んでいます。相談支援対応として、市民からの各種相談に対応する総合相談業務が約半数、続いて介護支援専門員等への支援を実施する包括的継続的ケアマネジメントが大半を占める状況となっています。

続きまして、ページ番号2をご覧ください。包括的・継続的ケアマネジメント事業ですが、本年度より、介護支援専門員からの相談種別を分類し、独居や高齢者世帯が認知症等により生活支援に課題を抱えることが多い傾向となっています。

また、お手元に配付しております社会資源リストですが、主任介護支援専門員の地域での役割の一環として、鴨川市社会福祉協議会と協働し、社会資源調査を実施しました。介護支援専門員が地域のインフォーマルサービスをケアプラン作成の際に活用するほか、地域の専門職等が活用いただけるように社会資源リストとして作成しました。

続きまして、ページ番号3をご覧ください。高齢者の権利を守る権利擁護事業となります。高齢者虐待対応のほか、高齢者の虐待の早期発見及び啓発を目的として、本年度は鴨川市ケアマネジャー連絡協議会、国保病院地域包括ケアセンター、東条病院、小田病院にて研修会等を開催しました。

また、下段となりますが、独居や身寄りがない認知症高齢者が増加しており、成年後見制度市長申立てが10件と初めて2桁となっています。

続きまして、在宅で生活を送る認知症支援の課題を把握するアンケート報告をご覧ください。各福祉総合相談センターが機能強化に取り組んでいますが、認知症支援に取り組む福祉総合相談センター・天津小湊にて、在宅で介護サービスを提供している従事者が課題を把握のために実施しました。

対象者は、訪問系サービス 訪問介護、訪問看護、福祉用具、ケアマネジャー、通所系サービスのデイサービス、デイケアの従事者を対象としています。

結果として、本人のサービス拒否や家族の理解不足を課題と感じており、通所系サービスではサービス提供の特徴から入浴拒否や帰宅願望への対応に苦慮していると回答されました。

また、自由記載意見として、本人への接し方や家族や地域の理解、医療と介護等との連携についての意見を頂戴しています。非常に多くの意見を頂戴していますが、認知症疾患医療センターのほか認知症支援に携わる機関と情報共有し、認知症高齢者支援の充実が図れるように取り組んでいきたいと思えます。

続きまして、ページ番号12をご覧ください。令和7年度福祉総合相談センター重点目標となりますが、先ほど認知症高齢者の支援に関するアンケート結果を報告させていただきましたが、皆さんから頂戴した意見を踏まえて事業全体の見直しとともに、世界アルツハイマー月間に合わせて集中的に実施できるように調整を図っていきたくと考えています。

以上で地域包括支援センター事業について説明を終わります。

(金井議長)

ただいま、事務局から、議件(1)「鴨川市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(第9期)の進捗状況について」の説明がありました。ご質問、ご意見等がありましたら、発言をお願い致します。

(宗政委員)

資料19ページですが、福祉課から安全で快適な生活の確保ということで個別避難計画の説明があり56名分を計画されたとありましたが、その計画は具体的にどのようなものでしょうか。

(久保地域ささえあい係長)

個人の情報、住所や家族構成、担当ケアマネジャー名などを管理するもので、例えば、津波が起こった際、どのような行動をとるべきか、また、風水害の場合は事前に予測できる場合があるため、家族への連絡先など必要な情報を掲載し、各個人へ配付するものになります。

(宗政委員)

それでは、どの組織、団体と連携、共有されているものではなく、あくまでもその方が利用するものという考えでよろしいでしょうか。

(久保地域ささえあい係長)

共有していない状況です。

(宗政委員)

民生委員とは共有されていないということでしょうか。

(久保地域ささえあい係長)

民生委員とは共有していません。

(金井議長)

ケアマネジャーとは、今後連携していく予定でしょうか。

(久保地域ささえあい係長)

これから連携を図れるかどうか検討して参ります。

(金井議長)

対象者の日々の状態をよく知っているのは、ケアマネジャーだと思います。介護度など、状態が変化したとき、ケアマネジャーが個別計画を見直すべきという考えがないと、実際、事が起きた時に意味がないものになってしまうので、ケアマネジャーとの連携は必須だと思います。よろしくお願いします。

他に、ご意見等ございませんか。

(橋本委員)

ケアマネジャー協議会の橋本と申します。避難行動要支援者名簿の作成については、ケアマネへ共有されておりません。令和元年の台風の際、ふれあいセンターから担当する利用者の状況を確認して欲しいと依頼を受けた時もありますので、可能であればケアマネジャーへ個別計画の対象となっている旨等を伝えていただけると助かります。

また、別件で質問ですが、予防接種の促進において、新型コロナワクチンとインフルエンザのワクチンの接種者数の差がありますが、どうしてなのか、また、次年度の予算と今年度の決算見込み額を比較しますと、次年度の予算が少なくなっていますが、補助金の額が減っているなど、理由を伺います。

(石渡保健予防係長)

インフルエンザと新型コロナの予防接種数の乖離についてですが、新型コロナの予防接種が、定期接種となって初年度ということで、当初の予算上では、全対象者数の6割程度の接種率を見込み予算を組んでいました。症状についても重度化すると想定し、6割の接種率を見込みましたが、実際は、人によって症状の差はあるものの、比較的重度化することなく回復されている状況から、接種率も下がったのではないかと推測しています。

インフルエンザの総費用は4,000円で、市の補助が1,500円。対して、新型コロナの総費用は、15,300円で、県と市の補助が合わせて9,800円。新型コロナの方が、個人負担も大きい。うえ、新型コロナの発生当初と比べると、比較的に重度化することもない状況から、接種率も高くならなかったと理解しています。次年度の予算については、説明しましたとおり、当初6割程度の接種率を見込んでいましたが、次年度は4割程度の接種率を見込んでいます。

(橋本委員)

ありがとうございます。

(石井介護保険係長)

酒井委員から外国人の介護人材に関するご質問を頂戴しております。質問の内容は、読売新聞の記事に掲載されていた内容ですが、福岡県の糸島市のある特別養護老人ホームの施設長がネパール国籍の外国人であったということを受けて、前回の第1回の運営協議会においても市内の外国人材の勤務状況について80名程度と報告を受けましたが、改めて、市内の外国人材の状況と役職に就いている外国人は存在するのか伺いたいという質問です。

この件は、福祉総合相談センターの平川副主査からお答えします。

(平川副主査)

前回の介護保険運営協議会にて、市内で約80名の方が勤務されていることを説明いたしましたが、詳細な情報と役職等についてご質問を頂いておりますので、回答させていただきます。

外国人介護人材の受入の中心は、経済連携協定を締結しているインドネシア、フィリピン、ベトナムで、国全体では80%を占めている状況となっています。

市内の状況ですが、千葉県留学生受入れプログラムを活用している太陽会では、昨年まではフィリピンからの留学生でしたが、本年1月から、ネパール、インドネシアからの留学生の受入を始めたとのこと。

また、特定技能実習生としてはベトナム、インドネシア、ネパール、ミャンマー、モンゴル出身の方が就労されていますが、現時点でフィリピンからの留学生として来日された方が中心となっています。

そして、鴨川市内の状況ですと、受入を開始して間もないことや資格取得が必要であることから、まだ役職等には就いていないと回答を頂いております。ただし、今後は、続いていくことによって、役職等の配置を考慮していきたいと施設から回答を頂いております。

(海老原委員)

エビハラ病院の海老原です。当グループにおいても、外国人材を採用しておりますが、酒井委員からの質問のあった外国人材の役職の配置については、今はありませんが、例えば、中国人であれば、中国人同士のグループにおいて優秀な者をリーダーに当てて、リーダーシップを発揮してもらい、良い環境づくりに努めています。

(酒井委員)

福岡県の糸島市の特別養護老人ホームでは、介護職員17名のうち13名が外国人材だそ

うです。今後、ますます訪問介護等の人材の離職率が高まっているという話を聞いています。現実、撤退している事業所も多いようです。そうであれば、人材を確保するに当たり、給料が高いということが一番のメリットだと思いますが、国の話では、全産業の平均給料の中で介護職は6万円低いということです。そのなかで、光熱水費やガソリン代等にも影響を受けているということも聞いています。地方自治体の中では、独自に補助を出すということもあります。そのようなことも考えていただきたいと思います。佐々木市長の公約には、ふるさと納税の拡充とあります。勝浦市では50億円以上あるようで、用途の指定があるようですが、ふるさと納税をぜひ活用していただければと思います。ありがとうございました。

(金井議長)

他にご意見ありませんか。ご意見等が無いようです。それではお諮りいたします。

ただいまの議件(1)「鴨川市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(第9期)の進捗状況について」は、ご承認いただけますでしょうか。

(異議なしの声)

ご異議も無いようですので、ご承認いただけたものと認めます。それでは、次の議事に移らせていただきます。

議件(2)「鴨川市福祉総合相談センターの今後の体制について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(健康推進課 角田課長)

健康推進課の角田と申します。よろしく申し上げます。資料2をご覧ください。

現在、介護人材不足は全国的な問題になっておりまして、介護サービス事業所等、とりわけ訪問介護の人材不足が指摘されておりますが、私ども、鴨川市福祉総合相談センター、地域包括支援センターにおきましても、その兆候が出てきている状況です。

資料の1、日常生活圏域についてでございますが、福祉総合相談センターを設置している、市内4圏域の高齢者人口等の状況はご覧のとおりです。

ご覧の棒グラフは65歳以上人口を平成24年度から令和6年度までの13年分の推移を表しており、令和2年度以降、減少傾向となっております。

一方で、65歳以上人口のうち、75歳以上の占める割合は、増加傾向で約59%。また、85歳以上の占める割合は、ほぼ横ばいで20%でございます。また高齢者一人暮らしは増加傾向で、約4,000人でございます。

続きまして、2は福祉総合相談センターの役割でございます。福祉総合相談センターは、介護保険法に基づく地域包括支援センターを母体に、支援を必要とする人の属性を問わず、世帯全体の支援を目的に、第9期の介護保険事業計画では、福祉総合相談センターの機能分化と役割分担により各相談センターの機能強化を図ったところでございます。

具体的には、私ども市直営のセンターが、基幹型センターとして、各センター間の総合調整や後方支援などを行います。

また、福祉総合相談センター・天津小湊は、社会福祉法人太陽会に委託しており、認知症機能強化型の役割を担っていただいております。福祉総合相談センター・江見は窓口機能、いわゆるブランチとして、基幹型センターにつなぐ役割を担っております。

福祉総合相談センター・長狭は、市立国保病院内に設置し、在宅医療・介護連携機能強化型の役割を担っていただいております。

地域包括支援センターは、いずれも、市が設置主体として、職員は3職種おり、主任介護

支援専門員は、常勤で5年以上の経験年数と県の研修受講等が義務づけられております。その他、保健師、社会福祉士等を配置して、この3職種がチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行っているところでございます。

続きまして、資料2ページをご覧ください。

3の福祉総合相談センターの主な業務を一覧表にまとめました。詳細は、後ほどご覧いただければと存じます。

主に9つの業務を行っており、上から8つ目までが、介護保険法に基づく業務で、地域包括支援センターの運営に関する事業と下半分の包括的支援事業がでございます。

5の在宅医療・介護連携推進事業は、相談センター長狹が主体的に、7の認知症総合支援事業は、相談センター天津小湊が主体的に実施しております。

続きまして、資料4現状と課題でございますが、福祉総合相談センターでは、ご覧の一覧表のとおり、各センターでは、職員数を何とか確保している状況で、次の新しい職員が入ってこない状況となっていることから、職員の高齢化が進んでいる状況です。

なかでも、常勤の主任介護支援専門員や保健師の確保が課題となっており、福祉総合相談センター長狹では、保健師と看護師の2職種が常勤換算での対応となっております。

それでは、資料は裏面の3ページ上段をご覧ください。こうしたことから、国では人材確保の観点から、地域包括支援センターにおける柔軟な職員の配置が示されております。

人材確保が困難となっている状況を踏まえ、3職種の現行の配置基準は存置しつつ、市町村の判断により、配置基準となる複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置が可能とされております。

ご覧の右図のように、A市では3地区で合計3職種が9人必要で、この状況を存置しつつ、本運営協議会で必要と認められた場合、余剰となっている地域から不足する地域へ職員の相互支援が可能となるものでございます。

また、3ページ下段をご覧ください。地域包括支援センターの体制整備についてでございます。

国のアンケート調査では、高齢者の総合相談支援業務と指定介護予防支援事業に負担を感じているという結果から、本年4月より、民間のケアマネジャー事業所も市町村からの指定を受けることで、介護予防支援、つまり要支援者のケアプラン作成と総合相談支援業務を実施することが可能となりました。

それでは、表面の2ページにお戻りいただきまして、5の第10期計画、次期計画に向けた今後の方針をご覧ください。

こうしたことから、令和9年度以降の第10期計画以降では、機能の集約化を図ることが必要になってきております。第10期介護保険事業計画では、福祉総合相談センター専門職の人材不足が想定されますことから、今後の活動状況や高齢者人口の減少状況などを鑑み、これまでの機能分化から機能集約へシフトしていきたいと考えております。

なお、現行計画の残りの期間、令和8年度までは、引き続き、福祉総合相談センターの体制を維持するため、職員の雇用並びに常勤換算方式により人材を確保して参りたいと存じますので、委員の皆様方のご承認、了解をいただければと存じますので、よろしくお願いいたします。説明は以上となります。

(金井議長)

事務局から説明がありました。議件(2)鴨川市福祉総合相談センターの今後の体制につ

いてにご質問があればお願いします。

(宗政委員)

私の理解不足ですが、今まで分散されていた4地域のものが、1つになるということでしょうか。ふれあいセンターの人数で4地区をカバーするということでしょうか。

(角田課長)

具体的なところについては、今後の高齢者人口の推移と各センターの人材の状況ということとを鑑みていく必要があると思います。例えば、一つのセンターで定員を確保できない場合は、先ほど裏面の国の資料のとおり、余剰の職員がいないとカバーできない部分がありますので、そこが対応できないとなると、例えば、圏域を一つにしてまとめていくなど、考えていかざるを得ないのかなと思います。それについては、あと2か年ありますので、状況をみながら丁寧に対応していきます。基本的には現在の体制を維持しながら、引き続き市民に不便をかけないように対応して参ります。

(宗政委員)

今後状況を鑑みて、形を決めていくということでしょうか。柔軟性を持たせながら対応していくということでしょうか。

(角田課長)

そのとおりです。また、職員の数も常勤換算方式を利用し、この会議の中でお諮りすることになります。柔軟な対応が図れればと思います。

(宗政委員)

相談センターの業務として包括機能もそうですが、生活困窮など高齢者を取り巻く問題が複雑化する中で3職種以外の人材でカバーするということではできないのでしょうか。

(角田課長)

ご意見ありがとうございます。おっしゃるとおりで、地域包括支援センターは、介護保険法の規定がありまして、簡単に崩せない部分があります。資料の3の業務の表がありますが、一番下の9番目に高齢者以外の総合相談の業務を担っております。生活困窮者、DV問題をかかえている世帯など包括以外の職員が対応しています。包括以外の職員数の確保も厳しい状況がありますが、柔軟な対応ができればと思っております。生活困窮者の対応であれば、国の研修を受け、資格を持った専門の相談員を配置する必要がありますので、適切に対応していきたいと思います。

(金井議長)

福祉総合相談センター・天津小湊や福祉総合相談センター・長狭の役割として、認知症機能強化型、在宅医療介護連携強化型などがありますが、例えば、資料のとおり、認知症の相談件数をみても、基幹型の相談センターが多く相談を受けているようで、福祉総合相談センター・天津小湊に集まっているわけではなさそうですが、強化型とはどのような意味でしょうか。

(角田課長)

あくまでもその機能を重点的に行っているということです。例えば、福祉総合相談センター・天津小湊であれば、認知症疾患センターが東条地区に所在し、連動して対応しやすいこと。また福祉総合相談センター・長狭であれば、在宅医療介護連携事業ということで、母体が市立病院ということで医療に強い部署となり、在宅医療と介護の連携を図りながら、担っていくということになっています。9分野を基幹型がすべての機能を担うのではなく分散し

てそれぞれの強みを生かし事業を行っていく体制を取っております。

(金井議長)

それでは、市民が認知症の相談の行き先が決まっているということではなく、あくまでも市側の役割分担という解釈でよろしいでしょうか。

(角田課長)

そのとおりです。

(金井議長)

ありがとうございました。それでは、お諮りいたします。ただいまの議件（２）「鴨川市福祉総合相談センターの今後の体制について」は、事務局からの説明のありましたとおり、ご承認いただけますでしょうか。

ご異議もないようですので、ご承認いただけたものと認めます。

続きまして、議件（３）「地域密着型サービス事業所等の指定等について」を議題といたします。それでは、事務局より説明願います。

(石井介護保険係長)

健康推進課介護保険係石井です。資料３をご覧ください。１ 指定地域密着型サービス事業所の新規の指定についてでございます。事業者名、企業組合房州の家、事業所名、デイサービスセンター古茂口の家、館山市に所在しております。サービスの種類は、認知症対応型通所介護、令和７年２月１日、次の指定満了日は令和８年４月２２日となります。

続きまして、２ 総合事業の事業所の指定廃止となります。事業者名（株）ヤックスケアサービス、事業所名ヤックスヘルパーステーション鋸南、所在地は鋸南町になります。サービスの種類は、第一号訪問事業、廃止年月日は、令和６年１０月３０日となります。

続きまして、３ 総合事業の事業所の新規の指定でございます。事業者名は、株式会社ヤックスケアサービス、事業所名は、ヤックスヘルパーステーション君津、君津市に所在してございます。サービスの種類は、第一号訪問事業、指定年月日は、令和６年１１月１日となります。満了日は、令和１２年１０月３１日となります。

なお、１の地域密着型サービス事業所の新規指定でございますが、地域密着型サービスは、本来、事業所の所在地にある市町村に住所がある方が利用できる事業所となります。

この度、鴨川市民が、諸事情により館山市に所在している事業所を利用することになり、本市が指定したケースとなりますが、資料の次回満了年月日をご覧ください。通常であれば、一度指定すると、６年間の指定期間となりますが、令和８年４月２２日となっています。これは、令和５年度に安房地域の３市１町において、協定を締結し、実現したもので、このケースでありますと、所在地であります館山市が指定していることにより、館山市の指定有効期間に併せて、本市も指定できるというみなし指定の体制を整備させていただきました。

この効果としては、事業所が指定の申請書の添付書類を作成する業務が大幅に簡略されたことや、行政間では、ここでは館山市と鴨川市ですが、書類のやりとりが一部省略化され、結果、時間短縮にもつながり、利用者へサービス導入もスムーズとなっております。

協定後、はじめて本市でも適用されましたので、簡単ではございますが、ご紹介させていただきました。以上で、事業所の指定の説明とさせていただきます。

(金井議長)

ただいま、事務局より議件（３）「地域密着型サービス事業所等の指定等について」説明がありました。質疑、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

意見はないようですので、それでは、お諮りいたします。

ただいまの議件（３）「地域密着型サービス事業所等の指定等について」は、事務局からの説明のありましたとおり、ご承認をいただけますでしょうか。

ご異議もないようですので、ご承認いただいたものと認めます。

続きまして、（４）その他となります。こちらは、報告事項となります。事務局から報告をお願いします。

（角田課長）

それでは、認知症基本法のパンフレットをご覧ください。昨年 2024 年 1 月から共生社会の実現を推進するための認知症基本法が議員立法として施行されました。資料の 2 ページ、左上段でござますが、国では、昨年 5 月、厚生労働省の研究班から、最新の推計値が示されました。団塊ジュニアが 65 歳以上になる 2040 年には、認知症の高齢者数が約 584 万人と推計され、高齢者の約 15%、6.7 人に 1 人が認知症又はその予備群、さらに、軽度認知障害者数が約 613 万人と推計され、専門家からは、今後、認知症の一人暮らしの方が増加すると指摘されております。認知症は誰でもなり得るという認識のもと、認知症を自分ごととして考え、共に支え合う地域共生社会の実現に向けたと取組が必要としております。

資料は同じく 2 ページ、右側です。法の第 1 条では、たとえ認知症になったとしても、尊厳を保ち、希望を持って暮らすことができるよう国民一人ひとりが、相互に人格と個性を尊重しつつ、支えあいながら共生社会の実現を推進するとしております。

最後に資料は 3 ページ、右側中段です。法第 13 条の規定では、国は、認知症施策推進基本計画を策定しなければならないと義務づけている一方、県や市町村は、認知症施策推進計画を策定するよう努め、加えて、介護保険事業計画と調和が保たれていなければならないとされております。

本市の認知症対策はこれまで、金井会長がセンター長を務めております認知症疾患医療センターによる認知症の早期診断や治療、並びに認知症初期集中支援チームによる認知症が疑われる方への早期介入、また、認知症地域支援推進員による地域への普及啓発や、認知症に対する偏見をなくし、広く市民に認知症について知ってもらい、認知症の方とご家族を支援していただく、認知症サポーターの養成をするほか、成年後見制度の利用促進に取り組んで参りました。

こうしたことから、すでに本市で取り組んでおります認知症施策を基軸に、国が示す第 3 条の 7 つの基本理念に則して、本市では、第 10 期の介護保険事業計画と一体的な計画として、策定して参りたいと存じます。

改めて、委員の皆様方からのご審議を賜りたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（石井介護保険係長）

続きまして、第 10 期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定に向けた令和 7 年度の動きについて、簡単にご説明させていただきます。資料は用意してございません。計画の策定に当たり、まず、コンサルティング会社に業務委託することを予定しております。業者の選定方法につきましては、第 9 期策定と同様、指名によるプロポーザル方式を行う予定で、令和 7 年 10 月には正式に業者が決定することで計画しております。

また、策定に当たり、市民の生活状況や福祉ニーズを把握し、基礎数値を得るため、一般高齢者や要介護要支援認定者、また、介護サービス事業者など分野ごとに、調査票を作成し、

基礎調査、つまりアンケートを実施します。

対象者ですが、一般高齢者や要介護認定者等については、無作為抽出とし、介護サービス事業所や介護支援専門員につきましては、市内のすべての事業所等を対象に実施する予定です。

実施の時期につきましては、令和8年の1月中には発送し、2月に郵送にて回収する予定です。

また、介護サービス事業所や介護支援専門員につきましては、事業所が回答しやすい状況としたいため、LoGo フォームなどの電子システムによりご回答を頂くことを予定しております。

また、基礎調査の内容等、詳細につきましては、令和7年度の第1回の運営協議会において、再度、ご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。
(健康推進課福祉総合相談センター 濱崎副主査)

本日の会議、最後の説明となります。私からは、お手元にカラー刷りのチラシがあると思いますが、市民後見人養成講座受講説明会について、ご案内させていただきます。

議題の中で、相談センターの平川からもご説明させていただきましたが、成年後見制度の利用者が年々増加しており、令和6年度の市長申立は10件でありましたが、令和元年度からの6年間で市長申立の累積件数は45件となっております。

また、全国の実績ではありますが、制度が始まった2000年度は成年後見人、支える側の人ですが、全体の約9割が親族後見人であったものが、2023年度では、親族後見人は全体の2割まで低下しており、その分第三者である弁護士、司法書士などの専門職が後見人になる事例が増加しております。しかしその専門職にも限りがあり、安房圏域においては後見人のなり手不足が地域の課題の一つとなっております。

安房圏域ではその課題を見据え、安房4市町が共同で鴨川市社会福祉協議会に委託する形で平成29、30年度に市民後見人の養成講座を実施し、既に安房で4名の市民後見人が誕生し、高齢者等の支援を行っているところです。第1回目の養成講座を実施してから6年が経過し、養成講座を受講した市民後見人候補者の方の数も減少してきたことから、改めて第2回目の養成講座を令和7年度に開催する予定としております。4月1日号の広報かもがわにも掲載させていただく予定としておりますが、高齢者福祉や地域福祉に関連する事業であることから、本日の介護保険運営協議会でもご案内させていただきました。

ぜひ、委員の皆様方に置かれましても地域福祉に貢献したいという意欲のある方、また権利擁護事業にご興味のある方がおりましたら、ぜひご参加いただきますようお願いいたします。

(金井議長)

それでは、本日の議件は以上で終了となりますが、折角の機会ですので、委員の皆さんから何かございますか。谷地委員お願いします。

(谷地委員)

谷地といいます。介護保険事業とは、直接関係ないことですが、高齢者に係ることとして質問をさせていただきます。今年の1月の下旬、鴨川市内において一人暮らしの86歳の女性宅に強盗が入る事件がありました。まさか、鴨川市内でと思いましたが、一人暮らしの高齢者にとっては、他人事ではなかったのではないかと、不安な日々を過ごされたのではないかと思います。高齢者を守るという観点からこの事件を受けて、鴨川市として何か対策、対処

されたのかお伺いします。

(危機管理課 川名課長)

こんにちは。危機管理課の川名と申します。危機管理課としましては、鴨川警察署と連携し、防災行政無線や安全安心メールなどの対策を行ってきたところです。

今回の強盗事件やこれに関連する防犯対応として、市のホームページやライン等により注意喚起を行っています。内容としましては、1 在宅中でも閉じまりを徹底する。2 窓や玄関に補助錠を追加する。3 防犯カメラを設置する。4 窓ガラスに安全フィルムを貼る。5 センサーライトを設置する。6 ドアや窓に音がなるセンサーを設置するといった防犯対策を紹介しています。また、広報かもがわの12月1日号では、年末年始の防犯対策の意識を高めてもらうため、周知をしているところです。

主な対策は、模範意識を高めるために注意喚起を中心とした取組となっており、昨今は、携帯電話等を使いこなせる高齢者も多くなっていますが、苦手だという高齢者もいることから、振り込め詐欺と同じように、防災行政無線や安全安心メールを利用した注意喚起も検討して参りたいと考えております。ただし、防災無線については、耳が遠いため、聞こえないという声も聞いております。警察署においては、各地区の交番が交番だよりを配布し、市民に対し注意喚起を促しております。このことは、難聴の高齢者でも効果的と思っております。

以上のように、注意喚起が主な取組となっていますが、引き続き、鴨川警察署と連携を図りながら、防犯対策を務めてまいります。

(平川副主査)

本年度において、福祉総合相談センターに高齢者の消費者被害等に関する相談が寄せられたのは5件となり、認知症高齢者や独居高齢者を支援している介護支援専門員や介護サービス事業所からとなります。今回の事件のほか、認知症高齢者夫婦世帯への訪問販売2件、独居高齢者宅への不審者の訪問2件となり、必要に応じて警察への相談同行や専門機関に繋ぐなどの支援を実施しております。

また、専門職の防犯対策に関する意識高揚や認知症高齢者の支援制度を理解するため、昨年11月に介護支援専門員を対象とした消費者被害防止のための事例検討研修、2月には介護サービス従事者を対象とした、防犯講習会を鴨川警察署にご協力いただき実施しました。特に認知症高齢者や独居高齢者が被害者となる可能性が高いことから、関係機関による見守り、被害発生時の早期通報及び相談、権利擁護の制度等を活用しながら支援していきたいと思っております。

(金井議長)

そろそろ時間も迫っております。本日は、皆さんから多くの貴重なご意見を頂き、また、円滑な議事進行にご協力を頂きまして、ありがとうございました。

また、事務局におかれましては、本日、皆さんから提案された意見や提言を踏まえて、介護保険の適正な運営に取り組んでいただきたいと思います。それでは、進行を事務局にお返しします。

(島口課長補佐)

金井会長、ありがとうございました。本日頂いたご意見を踏まえまして、引続き介護保険事業の適正な運営を行って参りたいと存じます。それでは、今後の会議日程につきまして、ご連絡させていただきたいと存じます。令和7年度は、全2回の運営協議会を予定しており、次回、第1回運営協議会ですが、令和7年10月に開催したいと考えております。日時の詳

細につきましては、改めてご連絡し、調整させていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、令和6年度第2回鴨川市介護保険運営協議会を閉会いたします。長時間にわたり、ご審議をいただき、ありがとうございました。

【終了時刻 午後4時40分】

令和7年5月1日

委 員 酒井 龍一